

平成25年度水質検査計画

思い出の森給水施設

平成25年度思い出の森給水施設水質検査計画

目 次

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
- 4 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
- 5 水質検査方法
- 6 臨時及び緊急の水質検査について
- 7 水質検査の自己 / 委託の区分
- 8 水質検査計画及び検査結果の公表
- 9 その他の留意事項

1 , 基本方針

本水質検査計画は、水道法第4条の水質基準を第20条第1項の規定により行う定期及び臨時の水質基準項目の適正な検査について定めるものです。

滋賀県高島市より委託を受けて、財団法人朽木むらおこし社は、供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期的に行う水質検査について水道法施行規則に基づき水質検査計画を策定し、合理的かつ適正に実施いたします。

また、臨時に行う水質検査についても、計画書においてその要件、検査項目及び実施方法の原則について明らかにします。

法20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容については、委託する検査機関、委託する項目、検査方法、精度管理方法及び委託の理由等について記載します。

また、水質検査計画並びに水質検査結果はホームページにて公表をします。

2 , 水道事業の概要

水道事業体名	滋賀県高島市
委託事業者名	一般財団法人朽木むらおこし公社
給水地域	グリーンパーク思い出の森施設
給水人口	複合施設のため不特定多数
1日最大浄水量	730m ³
水源種別	地下水（浅井戸）
浄水場	思い出の森給水施設
浄水処理方法	紫外線処理 塩素消毒

3 , 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

(1) 水源の状況

自己水源は安曇川伏流水による浅井戸です。地下水の不透水層の上部に位置する滞水層から取水しています。

浅井戸の性質上、近隣に汚染源が発生した場合影響を受けやすいため、今後も計画的な検査を行って汚染を監視していきます。

(2) 原水及び浄水の水質状況

ア 原水

現在までの水質はおおむね良好な状態です。

原水が浅井戸のためクリプトスポリジウム指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）に留意しています。

イ 浄水

清澄な水質を保っているため、浄水方法は塩素消毒だけを行っていましたが、クリプトスポリジウム対策のため昨年度より紫外線処理施設が稼働しております。クリプトスポリジウムは塩素消毒に対し強い耐性をもっており塩素だけでは死滅せず、体内に入ると腹痛や下痢の原因となります。しかし、紫外線を照射することによりクリプトスポリジウムを不活性化させ体内に取り込んでも前記に述べた症状を起こさせなくできます。そして紫外線の強度（照射量）と原水濁度は毎日確認し、より安全で良質な水を提供できるように努めます。

4 , 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

(1) 水源井戸

水源の地下水が汚染されていないこと及び、浄水処理によって安全・良質に浄化できることを確認するための検査を行います。

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令の規定に基づいて、水質基準項目50項目のうち消毒副生成物等の項目を除く37項目に対して年1回検査します。

（表- 1）

水質基準や水質管理目標設定項目以外で、一般に関心の高い項目である病原性生物クリプトスポリジウム指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞細胞）の検査を月1回、クリプトスポリジウム・ジアルジアの検査を年1回併せて実施しています。

(2) 給水栓

浄水処理が適正に行われているかを確認するために中心施設内の給水栓において検査基準に基づいて、水質検査を行う項目、検査頻度を（表- 2、表- 3）に示します。

尚、平成21年4月1日より「1,1 - ジクロロエチレン」に係る水質基準が廃止となり、「シス - 1,2 - ジクロロエチレン」に係る水質基準を「シス - 1,2 - ジクロロエチレン及びトランス - 1,2 - ジクロロエチレン」に改正され年に1回の検査を実施

します。

平成25年度も、法令で定める水質基準項目のうち「省略不可項目」及び「過去データ等から省略不可となった項目」については、原水・浄水の水質状況等を考慮して適切な検査回数を確保し、また、「省略可となった項目」についても、安全確認のため1年に1回検査します。

今のところ特に問題があると思われる項目はなく、安全な水を供給できております。

5、水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令の規定に基づく検査方法により行います。

6、臨時及び緊急時の水質検査について

次のような事態が発生した場合、状況に応じ水質基準項目の検査を実施します。

- 1 水源の水質が著しく悪化したとき。水源に異常があったとき。
- 2 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- 3 浄水処理過程に異常があったとき。
- 4 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- 5 その他、特に必要があると認められたとき。

7、水質検査の自己／委託の区分

当施設では独自の検査体制を有しないため、採水・水質検査・成績表の発行までの業務を、水道法20条第3項による厚生労働大臣登録検査機関に検査を委託します。

(1) 委託する検査機関

株式会社 西日本技術コンサルタント

(2) 委託する項目

本計画における、毎日検査（色、濁り、消毒の残留効果）を除くすべての検査

(3) 検査方法

「5、水質検査方法」のとおり

(4) 精度管理

水質検査における精度管理及び信頼性保証に関しては、委託業者に対し国及び県が行う精度管理を実施し、その結果について報告するよう義務づけています。

8 , 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び検査結果についてはホームページで公表します。

9 , その他の留意事項

危機管理体制を別に定め、水源の汚染、停電、地震等による供給障害が発生した場合は関係機関と情報交換を図りながら、現地調査を行い、常に安全な水の供給に努めます。